## 政府答弁書に記された対面販売原則の再確認

発行:日本置き薬協会 事務局

政府は12月14日、社民党の又市征治参議院議員が提出していた「医薬品販売に関する質問主意書」に対する菅直人内閣総理大臣名での政府答弁書を閣議決定した。質問内容は、配置販売業界の一部で拡大解釈として伝えられる「新配置に移行しても初回訪問のみ専門家(薬剤師または登録販売者)が情報提供を行なえば二回目訪問以降は配置同一薬については一般従事者単独で訪問し販売することができる」や「専門家がいなくても一般従事だけで医薬品販売の現場で営業活動が行なえる」などについて質したもの。これに対して政府は、いずれについても「専門家(薬剤師または登録販売者)による対面販売の原則に則った情報提供が行なわなければならない」と強調。新法配置における配置現場での専門家を伴わない一般従事者だけでの医薬品販売活動を明確に否定した。拡大解釈の蔓延によって配置業界は混乱していた。

流布されたこの拡大解釈を信じた新法移行配置業者らが、たとえば専門家(薬剤師または登録販売者)一人に医薬品販売にあたって情報提供や相談応需ができない非専門家の一般従事者 20 人の配置従事者身分証明書を取得するケースなどが出ている。つまりこの配置業者は情報提供や相談応需が出来ない一般従事者を単独で医薬品販売の現場に出そうとしていると思われる。

又市議員は、こうしたケースが全国で増え続けた挙げ句に薬事法違反に問われる可能性が極めて高いとして、こうした実態が改正薬事法の趣旨に適合しているのかを質し、明確な政府答弁を求めた。

これに政府答弁は「対面販売の原則」について「対面販売」とは、「一般用医薬品については、その副作用等による健康被害が生じるおそれの程度に応じて、薬局、店舗または医薬品を配置する場所において、薬剤師または登録販売者が対面で販売及び情報提供等を行なうことを意味する」と回答。

その上で、「薬剤師または登録販売者が販売に立ち会わなくも、一般従事者に単独で対面で医薬品を販売させまたは授与させてもかまわないか」との質問に対して、「一般用医薬品の販売に当たっては。等外一般用医薬品の適正な使用を確保するため、対面販売の原則に則った情報提供が行なわれるべきである」と回答し、薬剤師または登録販売者による情報提供を伴わない一般従事者だけの販売活動は行なえないとの見解を改めて明確にした。

また「初回時に薬剤師または登録販売者が情報提供すれば。2回目以降の配置販売は一般従事者だけで行なえる」との拡大解釈についても、「一般用医薬品の販売に当たっては、当該一般医薬品の適正な使用を確保するため、対面販売の原則に則った情報提供が行なわれるべきである」と答弁した。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9 TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224